

労働現場の現状（労災認定事例等）について（前編）

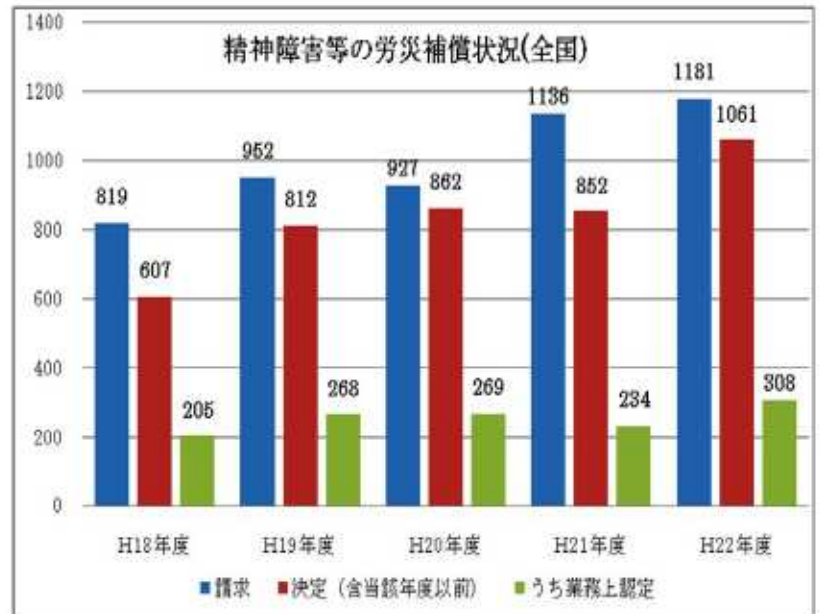
豊田市 福祉保健部 健康増進課
電話（0565）34-6627
E-mail hokenkou@city.toyota.aichi.jp

豊田労働基準監督署長 柳瀬 浄一

はじめに

ストレスに対する労働者の耐性及び長引く経済不況による労働者を取り巻く環境は、働く者たちにとって、近年大きな変化を生じさせています。

労働基準監督署には、職場で働く人々から職場での、あるいは通勤途上での様々な災害・疾病に伴う労災請求がなされています。その中でも取り分け精神障がい等の業務上外の判定は、困難な作業となっています。



「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」とは？

厚生労働省では、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を示し、業務上外の判断を行うこととしています。

指針では、精神障がい等の発症とその誘因となった「出来事」を「職場における心理的負荷評価表」（以下「評価表」と呼びます。）により、その強度を軽い順にⅠ、Ⅱ、Ⅲであらわされています。



ので、それへの当てはめと、その評価表に記されているⅠ、Ⅱ、Ⅲの強度を修正する必要があるかどうか判断されます。（左イラスト参照）

その上で、評価表の強度が「Ⅱ」及び「Ⅲ」に該当した場合に、その「出来事後の状況が持続する程度」が「特に過重」「相当程度過重」な場合に該当するかどうかの検討が更になされます。そして最後に評価表上の総合評価が「弱、中、強」のいずれに該当するのかが総合評価されることとなっています。

また上記とは別に、業務以外の心理的負荷要因、個体側要因のマイナス要素がなかったかどうかを検討したうえで最終的に業務上外の総合判断がなされることとなっています。

今回は上記の評価表の出来事別に実際に労災で業務上とされた事例をご紹介してゆきたいと思います。

※ 「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」について詳細は、厚生労働省HP内の <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/090316.html> を検索してみてください。

「勤務・拘束時間が長時間化」したことにより発症したケース

被災者は、警備会社に雇用され病院の警備業務に従事する警備員。被災者の勤務時間は午後6時から翌朝午前6時までの12時間拘束で、週5日の勤務を行っていた。

反対番の午前6時から午後6時まで勤務する同僚が病気で入院したことから、被災者は会社からの命令を受けて代替りの勤務者が見つかるまで午後6時から翌朝の午前9時まで15時間拘束勤務をすることとなった。被災者は当初、「代替りの者はすぐに見つかる。長くても2週間位だろう。」と考えて勤務時間の延長を承諾したものの、代替りの者はなかなか見つからず、責任感の強かった被災者は、結局4か月間にわたって勤務を続けた。

区分	時間外労働
勤務変更3か月前	66時間
勤務変更2か月前	78時間
勤務変更1か月前	82時間
勤務変更1か月後	123時間
勤務変更2か月後	126時間
勤務変更3か月後	120時間
勤務変更4か月後	130時間

被災者の時間外労働の実績は左記のとおりであった。長時間勤務を始めて3か月程たった頃から、疲労の影響から被災者には不眠や食欲不振の症状が見られはじめ、その症状は悪化していき、4か月後には目にみえて被災者の変化がわかるほどであった。その後、被災者は体調不良を理由に退職し、病院に受診したところ、「うつ病」と診断された。



業務による心理的負荷の評価

被災者は、勤務時間が長時間化する以前から12時間勤務を行っており、勤務中に休憩時間及び仮眠時間が設定されていたものの、病院勤務ということもあり、急患が運び込まれた際の対応の手助け、院内の異常事態への対応等を頻繁に行っていたことから、実質的には休憩等をとっていないことがほとんどであった。このことから、被災者は12時間の連続勤務を行っていたものと評価され、出来事以前から恒常的な長時間労働を行っていたものと判断された。

この出来事は、評価表上の「③仕事の量・質の変化」の「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」に該当し、強度は「Ⅱ」であるが、出来事以前から恒常的な長時間労働を行っていたとして、その心理的負荷の強度は「Ⅲ」と修正された。

そして、出来事後に数か月にわたって続いた長時間労働、会社側の支援・協力等が認められないこと、病院という特殊な職場における警備業務という業務の困難性等から判断して、「出来事後の状況が持続する程度」は「相当程度過重」と評価された。

結果、被災者の受けた業務による心理的負荷の評価表上の強度は「強」と判断され、業務以外の心理的負荷、個体側要因も特段認められないことから、業務による心理的負荷が客観的にみて被災者に発病した精神障がいの相対的に有力な原因であり、業務上災害と判断された。

ちょこっとコラム



ストレスに弱い人はビタミンC不足かもしれません！！

ストレスが生じると、抗ストレスホルモンが分泌して血圧を上げ、血中の糖分をふやし、エネルギー供給体制をととのえてストレスに対抗します。このストレス反応の主役であるホルモンの生成にはビタミンCが欠かせません！

不安、緊張だけでなく、寒さも体にとってはストレスですから思っている以上にビタミンCの消耗は激しいのです。ストレスに押しつぶされないようたっぷりビタミンCを補給してくださいね。

ビタミンCは、ご存知のとおり果物や野菜に多く含まれます。

たとえば今からが旬のイチゴ♪ 7粒ほど食べれば一日に必要なビタミンCが摂れます。これから春にむけて「イチゴ狩り」を計画するのも楽しいですね♪